

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成 25 年度の保険料等について～

■ 6 月に保険料額をお知らせします

平成 25 年度の保険料につきましては、6 月に個別にお知らせします。
ただし、既に年金から保険料が天引きになっている方につきましては、7 月に個別にお知らせします。
《保険料の計算方法》

均等割 【1 人当たりの額】 47,709 円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成 24 年度中の所得 - 33 万円) × 10.61%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
-------------------------------	---	---	---	---------------------------

- 1 年間の保険料の上限額は 55 万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減 (年額)

- ・ 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・ 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	均等割の年額
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	⇒	9 割軽減	年額 4,770 円
33 万円	⇒	8.5 割軽減	年額 7,156 円
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主以外の被 保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	⇒	5 割軽減	年額 23,854 円
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)	⇒	2 割軽減	年額 38,167 円

② 所得割の軽減

- ・ 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ・ この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が入入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場税務課税務グループ (早来庁舎) または健康福祉課住民サービスグループ (追分庁舎) へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。